

区立保育園民営化の事業者選定についての提言

2001年11月20日

中野の保育を考える会

【区立保育園民営化の経緯】

2001年、中野区は「公立保育園の民営化」を含む「行財政5か年計画」を策定しました。計画素案の段階から、保育園父母より、「財政難のしわ寄せを子どもにむけるべきでない」「保育水準の低下を招かないでほしい」などの、要望書が出され、策定後も、父母会や父母有志の要望書や陳情が出されてきました。

該当園として1番目に名前が上がった保育園父母は、該当園名発表から民営化までが、1年余りという突然の展開に、不安と混乱を極め、7千筆におよぶ賛同を集めながら議会陳情を提出し、「あまりに性急」という声の広がりとともに1年延期となりました。

しかし、1年延期と抱き合わせに、事業者選定に向けた動きがはじまり、他の該当園名(3園)も発表され、「該当園以外の区立保育園でも職員定数の見直しはやむをえない」という区側の発言も始まり、「中野で子どもを育てながら働き続けることができるだろうか」という声も聞かれるような状況になりつつあります。

【中野の保育を考える会の結成】

一方こうした中、行財政5か年計画の策定前後の早い時期から、学習をしたり、区に要望書を出したり、議会に陳情を出したりしていた父母会・父母有志が中心となり、「中野の保育を考える会」が6月に結成されました。現在37認可保育園中30園の父母会・父母有志、地域住民の方々と連絡を取り合いながら取り組みを進めています。

「中野の保育を考える会」では、当初民営化に賛成の人も、反対の人も、「自治体の説明責任を果たさせる」という一致点で、全園保護者への説明会を求めてきました。全園説明は未だ実現していませんが、区は該当園説明会だけでなく地域説明会を開くようになったり、保育園保護者に地域説明会の通知を渡したりするようになりました。

しかし、「説明会」というスタイルでは「区の考えをご理解いただく」という一方通行が基本であり、疑問や不安に答えてもらえないままに、事態が進んでいく、という限界もあり、現在「区立保育園の民営化に父母・住民の声を反映させる仕組みを求める」陳情を議会に提出しています。

区立保育園の民営化は、保育行政の大転換ともいえる大きな問題であり、本来は学識経験者、公私立の保育現場の代表、父母・住民の代表なども入れた、「審議会」「検討会」

などで十分検討しながら進めるべきものと考えます。

【中野区の公立保育園民営化の問題点】

公立保育園でも私立保育園でも、国は運営のための最低の基準を設けています。この最低の基準が低すぎるために、子どもによりよい保育を求める父母・職員の運動の中で、東京都独自の基準が作られ、予算が上乘せされてきました。

さらに自治体独自で職員配置を手厚くしたり、子ども自身のために使える予算枠を広げたりしてきた都下の自治体では、国や都の予算に加えて自治体単独の予算を上乘せして、公立・私立の保育水準を高めてきました。

ところが中野区では、私立保育園に対する公立なみの保障が非常に少なく、今回の民営化計画でも、「100人規模の公立を私立にする場合、24人の正規職員の配置が、21人になる場合もあり、これを増やすかどうかは、法人の考えによる」としています。

さらに、その減った人員配置の予算のまま、保育時間をさらに1時間延長の13時間とし、多様な保育ニーズに柔軟に対応していくよう求めています。十分な財源の保障も定かでないまま事業は増え、そのやりくりについては事業者が自分で「提案」してくれというのでは、保育の丸投げではないでしょうか。

私たち父母・住民は、「保育」という仕事が「人」を通して行われる仕事であり、その「人」の扱いを粗末にすることが、イコール私たちの大切な子どもを粗末にすることにつながると、強い不安を持ちます。

区内の既存の私立園と公立園の格差是正が必要であるとともに、民営化による職員配置など保育水準の低下はあってはならないと考えます。

以上をふまえ、「父母・住民の声を反映させる仕組み」が保障されないまま、事業者選考がはじめられる状況は極めて遺憾ですが、それでも「私たちにできる事」としてこの提言をまとめましたので、各方面で、ご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

記

* 印は、区に求める項目です

【基本協定について】

* 以下の項目のうち、【その他】を除く各項目を、区と選定事業者の間でかわす「基本協定」に盛り込み、履行状況を区として点検・指導するとともに、不履行時の協定解除規定を明示すること。

【事業内容について】

0歳児保育（生後57日目からの受け入れ）について

募集要項案どおり実施すること。

延長保育（11時間開所後の時間において2時間、0歳児を含む）について

*対象園周辺地域でのニーズがあれば必要だが、募集要項案に盛り込む必須のハードルとは考えられないので、対象園周辺地域のニーズを示してほしい。

*また、0歳児を含む13時間開所を、どのような職員配置で・どのような内容で行い、財源がどのように支弁されるのか、を示してほしい。

障害児保育

募集要項案どおり実施すること。

緊急一時保育事業について

実施にあたっては、通常の保育と異なる一時的保育事業としての位置付けを明確にし、通常保育とは別の職員体制をとること。

*区は上記に必要な予算措置を講じること。

地域における子育て支援事業について

実施にあたっては、専任の職員を配置すること。

*区は上記に必用な予算措置を講じること。

年末保育・休日保育などについて

*すでに選定を終えている「上鷲宮保育園」の事業者には、年末保育の提案があるとのことだったが、年末保育・休日保育などの実施を、どのような職員体制で行い、財源がどのように支弁されるのか、を示してほしい。

【職員配置について】

保育士の配置基準は、2001年度中野区基準を堅持する。その際4月1日定員に基づく配置とすること。

*区がこの配置をできる予算措置をすること。

*既存の私立保育園に対しても、早急に中野区基準の助成をおこなうこと。

*区の募集要項における「都補助要綱に基づく職員配置基準を最低基準とする」の「都基準」は、旧都基準か、新都基準かを明らかにしてほしい。

保健婦・看護婦および栄養士・調理員を常勤で配置すること。

*区がこの配置をできる予算措置をすること。

（特に看護婦については、新都基準では財源保障がないので）

保育士の平均経験年数が12年を上回るようにし、公立保育園の平均経験年数との開きが6年以内になるようにすること。

保育にあたる非常勤職員・短時間職員についても、有資格者とすること。
保健婦・看護婦、栄養士、調理員についても、安定した雇用で、長く働き続けられるようにすること。

* 上記を既存園各法人も含めて守るよう、区が責任もって指導すること。

また、職員定着率の悪い法人に対しては、労務管理を含め、厳重に注意すること。
0歳児を含む13時間の延長保育を行う場合、専任の保育士の配置、延長の時間帯をカバーできる医療職の加配、延長の時間帯をカバーできる調理員等の加配で行えるようにすること。

* 区が、0歳の「突然死症候群」、離乳期の大切さ、などへの認識をもっと深め、上記が行えるよう予算措置をしてほしい。

フリー保育士を2人以上配置すること。

職員については、法人の正規職員をもって充てること。

【保育定員について】

民営化に際して、現行の定員、年齢別定員を踏襲すること。

定員の弾力化を行わないこと。

【移管と引継ぎについて】

* 民営化計画を知らされずに入園した「13年度入園児」の卒園を、移管完了とすること。

* 少なくとも、移管完了(13年度入園児卒園)までは、該当園保護者と区が、定期的に協議を持つこと。

* 引継ぎには子どもと保護者の混乱と不安を軽減できるよう、保護者・現公立園職員・移管法人職員で、対策委員会を作ること。

移管法人の各クラス担任予定者のうちの一人が1月～3月までフリー保育士として保育に参加し、引継ぎ後クラスを持ち上がること。

* 現公立園職員の各クラス担任のうちの一人は、引継ぎ後4月～6月まで、「出向」の形で在職し、保育に参加し、その後も引継ぎ園を訪問すること。

* 引継ぎ年度の現公立園・卒園クラス担当保育士は、卒園後、引継ぎ園・卒園児学童クラブなどを訪問すること。

(卒園した子が、保育園に遊びに来て知っている先生が一人もいない、ということのないよう、引継ぎ後1年間は十分に配慮するべきと考える。)

* 職種ごとの、細部にわたる移管マニュアルを、区と現公立園の責任で作成し、公開すること。

【保育内容について】

現行公立園の保育内容を踏襲しつつ、保育内容の転換にあたっては、保護者に事前によく説明をおこない、不安や混乱のないようにつとめること。

職員の研修の場を保障し、区内他園との連携に努めること。また、研修は本来、職員の自発性に支えられてこそ力量形成に役立つものであるため、職員の自発性を妨げる研修の強制、制限を行わないこと。

* 区独自に、研修参加費助成及び研修参加代替保育士等補充助成を行うこと。
給食・おやつ・夕食は、自園で調理し、安全な旬の物を使った手作りを基本とすること。アレルギー対応をすること。

* 0歳児を含む夕食の提供も行う場合、夕食の時間帯をカバーする調理員を置くよう、区が予算措置を行うこと。

公立園で導入の難しかった、「陶器」食器と食器洗浄機の導入を実現すること。

(現在、公立園ではポリプロピレン食器が使用されている。)

* 食器の買い替えと食器洗浄機の導入のため、区が予算措置をすること。

* 施設・設備の整備と維持・補修・拡充などについては、現行公立園の基準を踏襲し、堅持できるよう、予算措置を講じること。

【その他】

* 区立保育園からの移管であるため、宗教法人が設立した社会福祉法人が選考される場合、「子どもに対する宗教的保育内容がないこと」「保護者への宗教的働きかけがないこと」を確認してほしい。

テレビ・ビデオを利用した保育をしないこと。

いわゆる早期教育などの、子どもの発達の妨げとなるような幼児教育をおこなわないこと。

服・制帽などもうけないこと。

園の独自保育事業についての料金設定も、保護者の所得に応じての負担を基本とすること。

* 移管完了（13年度入園児の卒園）までは、保育料以外の費用負担は、公立園と同じ扱いとすること。

* 民営化によって保育料以外の費用負担が起きる場合は、区が負担すること。

* また、区は公私立の保護者費用負担の格差是正を行うこと。

移管完了後も保育料以外の費用負担が多くなるようにすること。

父母会・保護者会の結成や活動を妨げないこと、及びその連絡会などの団体の活動も妨げないこと。

- * 既存公私立園の父母会・保護者会に対しても同じ扱いとすること。
- * 選定委員会に、せめて学識経験者、私立保育園代表を入れるべき。また、該当園父母代表、該当園地域の住民代表などは選定委員会に入れられないというが、その理由や、それに代わる方法を明示すべき。
- * 事業者選定について、選定委員会の構成、経過や結果を、該当園だけでなく、広く父母・住民に周知すること。
- * 民営化園も含め、区内の保育園の運営や保育内容について、第三者による監視・チェック機関をもうけること。

中野の保育を考える会

連絡先

中野区

篠崎 純子

TEL/FAX :

e-mail

参考ホームページ

中野区立野方北保育園で起こっていること(野方北保育園の民営化)

<http://isweb30.infoseek.co.jp/school/nokakita/>